とっとり就活応援団事業実施要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この事業は、鳥取県内の企業に就職することの魅力を県内企業の若手社員から大学生等に直接伝えることにより、学生の県内就職の促進を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるものとする。
- (1) とっとり就活サポーター 県内外の大学生等に県内就職の魅力等を伝える者として 県が委嘱した鳥取県の県内企業の若手社員
- (2) とっとり応援メッセンジャー 鳥取県の魅力等のPR活動に熱意のある学生として 県が登録した者
- (3) 交流会 本事業で実施するとっとり就活サポーターと学生との交流会
- 第2章 とっとり就活サポーター

(とっとり就活サポーターの役割)

- 第3条 とっとり就活サポーターは、学生との交流会等において、次に定める事項を学生 に伝える。ただし、個別企業のリクルート活動は行わないこととする。
- (1) 自らの就活体験
- (2) 県内に就職することの魅力
- (3) 県内企業、業界の魅力
- (4) 仕事のやりがい
- (5) 県内での暮らし、余暇の過ごし方
- (6) その他鳥取県の魅力

(とっとり就活サポーターへの申込み)

- 第4条 とっとり就活サポーターの申込みは、様式第1号により申し込むこととし、募集 要綱に定める応募期間又は県が必要と認める場合は、この期間によらず随時申込みできる ものとする。
- 2 鳥取県内に住所があり、鳥取県内企業等に就職している方で、次のすべての要件を満たすこと。
- (1) 鳥取県内企業が推薦する自社の若手社員(20代30代の大学卒業生等)で鳥取県内企業のPRや鳥取県のイメージアップに関心があること。
- (2) 労働局の「若者応援宣言企業」、鳥取県インターンシップ推進協議会の「インターンシップ受入協力企業」、「鳥取県男女共同参画推進企業」、「輝く女性活躍パワーアップ企業」のいずれかに登録がある企業の社員であること。
- (3) 学生との交流会に参加できること。
- (4) 原則として、とっとり就活応援団ミーティングに参加できること。
- (5)鳥取県暴力団排除条例に規定される暴力団員等でないこと。
- (6) 鳥取県議会議員及び鳥取県職員でないこと。

(審査及び決定)

- 第5条 第4条の規定により申込書を提出した者が募集要件を満たしているかどうかについて審査は、就業支援課長が行うものとする。
- 2 第1項で要件を満たしていると審査された者についてのとっとり就活サポーターの決 定は、商工労働部長が行うものとする。
- 3 前2項の規定に関わらず、商工労働部長がとっとり就活サポーターとして適当と認め た者については、とっとり就活サポーターとする。

(委嘱状の交付)

第6条 県は、前条によりとっとり就活サポーターを決定した場合は、必要事項を登録簿 に登録し、申込者及び所属する企業に通知し、とっとり就活サポーターとして委嘱状を 交付する。

(交流会)

- 第7条 県は、大学等と協力し、とっとり就活サポーターと学生の交流会を開催する。
- 2 とっとり就活サポーターは、この交流会に年1回以上参加し、学生に県内就職の魅力 を発信する。
- 3 県は、必要に応じ、学生の県内就職を応援する者を交流会に参加させることができる。
- 4 交流会は、大学の学内、大学周辺又は学生の利便性の良い場所で開催することとする。

(県外の交流会に参加する場合の旅費)

- 第8条 とっとり就活サポーターが県外の交流会に参加する場合は、その旅費を支給する。
- 第3章 とっとり応援メッセンジャー

(とっとり応援メッセンジャーの登録)

- 第9条 交流会に参加した学生等で、鳥取県のPR活動に熱意のある学生をとっとり応援メッセンジャーとして登録する。
- 2 とっとり応援メッセンジャーとして登録を希望する学生は、様式第2号の登録用紙を県に提出する。

(とっとり応援メッセンジャーの役割)

- 第10条 前条で登録したとっとりメッセンジャーは、鳥取県のイベント情報、就活・企業情報、体験談等をSNS (フェイスブック、ツイッター等)、口コミ等で、出身校の同級生、同じ大学の友人、後輩等に広めるものとする。
- 2 県は、とっとり応援メッセンジャーに対し、鳥取県及び鳥取県産業の情報を提供する。

第4章 とっとり就活応援団ミーティング

(とっとり就活応援団ミーティング)

第11条 県は、とっとり就活サポーター及びとっとり応援メッセンジャーと若者の県内 就職促進等に係る意見交換を行う「とっとり就活応援団ミーティング」を年1回程度開 催する。

第5章 情報発信

(情報発信)

第12条 県は、交流会の開催状況やとっとり就活サポーターのメッセージ等を適宜ホームページ等で公表し、学生との県内就職の機運を高めるものとする。

第6章雑則

(事務局)

第13条 とっとり就活応援団事業の推進に係る事務局は、鳥取県商工労働部雇用人材局 就業支援課とし、本事業に係る事務を行う。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年3月29日から施行し、平成28年3月7日から適用する。

附則

この要綱は、平成28年10月12日から施行し、平成28年10月1日から適用する。